

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号、並びに会社法施行規則第 209 条及び第 212 条に基づく開示事項)

2022 年 10 月 3 日

ラオックスホールディングス株式会社

2022年10月3日

新設分割に係る事後開示書面

東京都港区芝公園二丁目11番1号
ラオックスホールディングス株式会社
代表取締役社長 飯田 健作

東京都港区芝公園二丁目11番1号
ラオックス・トレーディング株式会社
代表取締役 斉藤 良二

ラオックスホールディングス株式会社（2022年10月3日付でラオックス株式会社から商号変更。以下「分割会社」という。）は、2022年3月2日付新設分割計画書に基づき、2022年10月3日を効力発生日として、ラオックス・トレーディング株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社の営む国内における「貿易・インバウンド事業」に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号、並びに会社法施行規則第209条及び第212条に定める事項は次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2022年10月3日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第805条の2に基づき本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

分割会社は、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2022年4月6日付で公告を行いました。所定の期間内に同条第1項に基づく株式の買取請求をした反対株主は

いませんでした。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 808 条の規定による手続）は実施しておりません。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 4 月 6 日付官報において公告するとともに、同日から電子公告により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

6. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 10 月 3 日をもって、分割計画書に記載された分割会社の国内における貿易・インバウンド事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

7. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上